

別紙 3

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	漁港管理者が選定した民間事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合に、当該事業者に対する行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	全部	国の関与については必要最小限のものにするよう努め、現行規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開を行う。	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)の一部を改正する法律(平成19年法律第61号)	平成19年8月15日施行(措置済)	農林水産省
1115	高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業	高圧ガス製造施設における認定検査実施者の自主検査について、地方公共団体から提出された以下の内容が、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認められる場合には、内閣総理大臣の認定を受けた処理能力の増加率まで対象を拡大できる。 (1)処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領 (2)具体的な処理能力の増加率の上限	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、(1)の評価の基準を明確化すること等により、円滑な全国展開を図る。	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(内規)(平成19年5月30日付け平成19・05・16原院第1号)	平成19年5月30日施行(措置済)	経済産業省
1140	競輪場の入場料無料化事業	地方公共団体が競輪施行者として開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれないものとして、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図る必要があると認め、特区計画の認定を受けたときは、競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が定める日の入場者については、入場料を無料とすることを可能とする。	全部	競輪場の入場料の徴収に関する規定を削除することにより、全国展開を行う。	自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令(平成19年経済産業省令第42号)	平成19年6月13日施行(措置済)	経済産業省